

令和4年度わくわく・おでかけ券の申請受付は5月9日から

問 長寿介護課長寿支援係 ☎内線 192・193

令和4年度中に利用できる わくわく・おでかけ券（外出支援券と施設利用券）の申請受付を、5月9日（月）から市役所の開庁日に長寿介護課・福祉事務所・各支所および出張所で行います。
なお、受付開始当初は、窓口が混み合うことが予想されます。

【申込受付期間】 5月9日（月）～令和5年3月31日（金）

【交付内容】

- ◆外出支援券：5,000円分（1枚100円券）※離島は8,000円分
- ◆施設利用券：5,000円分（1枚100円券）

【対象者】 松浦市に住所がある在宅の人で次の①または②の要件に該当する人

- ① 70歳以上の人
※年度内に70歳になる人も対象（S27.4.2～S28.4.1生まれの方も5月9日から交付）
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
①・②のうち、介護保険施設に入所している人は、対象外となります。

【申請に必要なもの】

- ① 70歳以上の人
 - ・本人を証明するもの（運転免許証・保険証など）
 - ② 70歳未満で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 《代理申請の場合》
- ・対象者本人からの委任状（本人の自署）※任意の様式で可
 - ・対象者本人および代理人の身分を証明するもの（運転免許証・保険証・障害者手帳など）

【注意事項】

- ・申請は年度内に1人1回限りです。
- ・市が指定した交通機関および施設・事業のみ利用できます。
- ・交付を受けた対象者本人のみが利用できます。他人に譲渡はできません。
- ・通貨等との換金はできません。

